

平成30年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 5

3 報告

(3) 地域ケア会議（包括ケア会議）について

地域ケア会議（包括ケア会議）について ～訪問回数の多いケアプラン検証実施について～

1 厚生労働省告示第218号公布内容・主旨

- (1) 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村に届出を義務付ける。
- (2) 生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、地域ケア会議（多職種協働）の開催等により検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

【厚生労働大臣が定める回数および訪問介護】

○ 訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※厚生労働大臣が定める訪問介護とは、生活援助中心型サービスが対象

※平成30年10月以降に作成、変更したケアプランを翌月末までに提出する。

よって、平成30年11月以降に区統括・地域包括支援センターにおいて協議開始、平成30年12月以降に包括ケア会議において検証開始予定となる。

2 本市における検証方法

本市では、「訪問介護の訪問回数の多いケアプランの検証」を保健・医療・福祉関係者、法律関係者、地域のまちづくり団体等を構成員とする包括ケア会議（多職種協働）において検証を行う。

3 手続きの流れ

- (1) ケアマネジャーが提出するケアプラン等の必要書類の受付 【介護保険課】
 - (2) 該当事例に関する事前協議（一定基準あり） 【区統括・地域包括支援センター】
 - (3) 包括ケア会議でケアプランの検証（事前協議の結果、検証が必要な場合）
【区統括・地域包括支援センター】
- ※担当ケアマネジャーは、包括ケア会議への出席を原則とし、出席できない場合は後日、来所してもらい検証内容を伝える。
- (4) 包括ケア会議の検証の結果、ケアプランの見直しが必要と判断した場合は、翌月末までに「見直し状況報告書」の提出を求める。 【区統括・地域包括支援センター】
 - (5) 事後処理
結果報告書の提出先 【介護保険課】

※「多職種による自立支援に向けたケアプランに係る議論の手引き」（介護保険最新情報 Vol.685 厚生労働省）を参考に行う。

北九州市包括ケア会議実施要領

(趣 旨)

第1条 包括ケア会議は、地域ケア個別会議で把握した地域課題について確認し、地域におけるネットワーク等を活用した解決方法等について検討を行い、「高齢者支援と介護の質の向上推進会議（地域包括支援に関する会議）」に情報提供し、施策形成に結びつけることを目的とする。この実施要領は、北九州市地域ケア会議設置要綱に基づき、包括ケア会議の開催に必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 包括ケア会議では、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係者とのネットワークの構築、地域課題の把握、地域づくり・資源開発に関すること
- (2) 地域包括支援センターや統括支援センターが対応困難と判断した事例に対する助言及び専門的・技術的支援に関すること
- (3) 訪問介護（生活援助中心型）の回数の多いケアプランの検証に関すること
- (4) その他、包括ケア会議で処理する必要があると福祉事務所長が認めるもの

(構 成 員)

第3条 包括ケア会議の構成員は、保健・医療・福祉関係者、法律関係者、地域のまちづくり団体等から、おおむね10名程度で組織し、福祉事務所長が委嘱する。

(任 期)

第4条 包括ケア会議の構成員の任期は、2年とする。

- 2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任の構成員の残任期間とする。
- 3 構成員は、再任されることができる。

(運 営)

第5条 包括ケア会議には、代表1名、副代表1名をおく。

- 2 代表及び副代表は、構成員の互選により定める。
- 3 代表は、包括ケア会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 包括ケア会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見、又は説明を求めることができる。

(会議の招集)

第6条 包括ケア会議は、必要に応じて代表が招集し、おおむね2か月に1回程度開催する。

付 則

この実施要領は、平成30年11月1日から施行する。

各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代
地域支援担当課長 丹田 智美

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の
訪問介護を位置づける場合の取扱いについて（通知）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」とされたところです。

については、該当する居宅サービス計画の届出先等について、下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 届出の対象となる居宅サービス計画

- (1) 別紙通知（平成30年5月10日付老振発0510第1号 厚生労働省老健局振興課長通知「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について）のとおり

参 考 厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※ 厚生労働大臣が定める訪問介護とは、生活援助中心型サービスが対象です。

- (2) その他北九州市が必要と判断した場合
本市が必要と判断した場合、別途連絡の上、書類の提出を依頼します。

2 提出書類

- (1) 「訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」
 (2) 基本情報（フェイスシート）（写し）
 (3) 課題分析表（アセスメントシート）（写し）
 (4) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」（写し）
 ※第1表は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。
 (5) 訪問介護計画書（写し）

3 提出先及び提出方法

提出先：北九州市保健福祉局介護保険課事業者支援係
 提出方法：持参又は郵送
 郵送先：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

4 提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更を除く。）した月の翌月末日までに提出してください。なお、提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日までに提出してください。

(例) 10月に利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画の提出期限は、11月末日です。

(注) 軽微な変更とは、平成11年7月29日付老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第2-3(7)⑩で示された内容です。

5 施行期日

平成30年10月1日（10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画が対象。）

6 地域ケア会議等への出席について

届出のあった居宅サービス計画は、地域ケア会議等で検証を行います。

地域ケア会議等を開催する場合は、各区統括支援センターから事前に連絡します。担当介護支援専門員の出席をお願いします。

7 その他

「本通知」や「訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」は、北九州市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

ホームページ掲載場所

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護保険関連様式・届出>

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0314.html

<問い合わせ先>

【届出書類に関すること】

保健福祉局介護保険課事業者支援係 森・亀石 TEL582-2771

【地域ケア会議に関すること】

保健福祉局地域福祉推進課地域支援係 吉野・糸井 TEL582-2060